

貿易一般保険包括保険(機械設備)対象品目 (特約書附帯別表第2(附表))  
 新旧対照表

2024年1月1日  
 日本機械輸出組合

新(2024年1月1日)			旧		
HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)		HSコード	対象品目(9桁表示部分のもの)	
8447  844790	000	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 (中略)  －その他のもの  (中略)	8447  844790	100 900	編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械及びジンプヤーン、チュール、レース、ししゅう布、トリミング、組ひも又は網の製造機械 (中略)  －その他のもの －たて編機 －その他のもの  (中略)
			旧「844790100」と「844790900」が「844790000」へ統合。		
8451  845140	000	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第8450項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーस्टを被覆する機械(リリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 (中略)  －洗浄用、漂白用又は染色用の機械  (中略)	8451  845140	200 900	洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アイロンがけ用、プレス(フュージングプレスを含む。)用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械(紡織用繊維の糸、織物類又は製品に使用するものに限るものとし、第8450項の機械を除く。)、織物類その他の支持物にペーस्टを被覆する機械(リリウムその他の床用敷物の製造用のものに限る。)及び紡織用繊維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械 (中略)  －洗浄用、漂白用又は染色用の機械 －糸布染色用のもの －その他のもの  (中略)
			旧「845140200」と「845140900」が「845140000」へ統合。		
8464  846410	000	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械 (中略)  －のこ盤  (中略)	8464  846410	100 200	石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械 (中略)  －のこ盤 －鉱物性材料の加工用のもの －ガラスの冷間加工用のもの  (中略)
			旧「846410100」と「846410200」が「846410000」へ統合。		